

イデックスでんきオフィスプラン（選択約款）

2025 年 10 月 1 日

1. 適用

このイデックスでんきオフィスプラン選択約款（以下「この約款」といいます。）は、イデックスでんきオフィスプランの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

この約款にもとづく契約は、当社のイデックスでんき約款にもとづく需給契約に付帯するものいたします。

2. 対象となるお客様

この約款は、イデックスでんき約款の適用内容を満たし、イデックスでんきオフィスプランにご契約いただいたお客さまを対象といたします。

3. この定義書の変更

イデックスでんき約款 I-2（約款の変更）に準じます。

4. 電気料金

イデックスでんきオフィスプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示され

ている場合等は、契約負荷設備ごとにイデックスでんき約款別表 8（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、イデックスでんき約款別表 9（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 1 4 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 3 0 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
5 0 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、イデックスでんき約款別表 6（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびイデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、およびイデックスでんき約款別表 4（電源調達調整費）(2)によって算定された電源調達調整費およびイデックスでんき約款別表 5（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額の加減算の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)（イ）によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	313 円 08 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh までの 1kWh につき	120kWh を超え 300kWh ま での 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh に つき
23 円 88 銭	23 円 88 銭	23 円 88 銭

5. その他

- (1) この約款に定めのないその他の事項については、イデックスでんき約款に定めるところによります。
- (2) この約款およびイデックスでんき約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。